

様式例第3号－1 【一般登録型】

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>2,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>25 % (または 55 万 円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 % (または 60 万 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 万 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	

返金

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

求職者が入社から 3 ヶ月以内に退職をした場合は企業様へ紹介料の 80%返金
 求職者が入社から 6 ヶ月以内に退職をした場合は企業様へ紹介料の 50%返金
 求職者が入社から 12 ヶ月以内に退職をした場合は企業様へ紹介料の 30%返金

寮がない企業様も安心してお任せください。私たちが物件を手配し、家具や電化製品を含め、全ての準備を当社が致します。

許可番号 28-ユ-301249

事業所の名称及び所在地：株式会社シェルパ兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目1番8号